「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業環境影響評価方法書」に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び 評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環 境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測 及び評価を行うこと。
- (2) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、代替措置を優先して検討するのではなく、 環境影響の回避・低減を優先すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

大気環境については、専門家の意見を聴きながら、風向の異なる時期に悪臭の調査を実施する等調査時期及び地点について検討するとともに、影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 水環境

水環境については、専門家の意見を聴きながら、適切な調査地点等について検 討するとともに、影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 動植物及び景観

動植物及び景観については、専門家の意見を聴きながら、影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

特に椛沢の改変に伴う底生動物に関する調査、重要な植物に関する事業実施区域周辺の類似環境の調査や「ミゾゴイ保護の進め方」(環境省)に沿ったミゾゴイの調査など、十分な調査を実施すること。

(4) その他

工事の際に発生する残土や埋立てに利用する残土、事業完了後の残土について、 適切に予測及び評価し、環境への影響が生じないよう対策を講じること。